

四国中央市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月27日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四国中央市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

2 前項の場合において、法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をするときは、保有個人情報開示請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 本人の氏名及び住所又は居所
- (2) 本人の連絡先
- (3) 本人が未成年者である場合は、生年月日
- (4) 代理人の区分
- (5) 代理人が法人である場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

3 令第22条第3項の規定により代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、開示請求用委任状（様式第3号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第5号）

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第6号）とする。

(開示決定等期間延長の通知)

第5条 条例第3条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長の通知)

第6条 条例第4条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第7条 法第85条第1項の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）と

する。

(第三者からの意見聴取)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第10号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第11号）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）とする。

4 法第86条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第13号）とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 法第87条第1項の行政機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第14号）により行うものとする。

(費用負担の額等)

第11条 条例第5条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

4 令第28条第4項の規則で定める方法は、納入通知書又は払込取扱票で納付する方法とする。

(訂正請求の手続)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第15号）とする。

2 第3条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、訂正請求用委任状（様式第16号）によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第13条 法第93条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第17号）

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書（様式第18号）

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第19号）とする。

(訂正決定等期間延長の通知)

第14条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第20号)とする。

(訂正決定等期間特例延長の通知)

第15条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第21号)とする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第16条 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第22号)とする。

(利用停止請求の手続)

第17条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第23号)とする。

2 第3条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、利用停止請求用委任状(様式第24号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第18条 法第101条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第25号)

(2) 保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部分不利用停止決定通知書(様式第26号)

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第27号)とする。

(利用停止決定等期間延長の通知)

第19条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第28号)とする。

(利用停止決定等期間特例延長の通知)

第20条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第29号)とする。

(審査会への諮問)

第21条 条例第6条の諮問は、情報公開・個人情報保護審査会諮問書(様式第30号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第22条 法第105条第3項の規定において準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第31号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第23条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の状況を取りまとめて行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数

- (2) 保有個人情報の開示又は不開示決定の状況
 - (3) 審査請求の状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の公表は、広報紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。
(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(四国中央市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 四国中央市個人情報保護条例施行規則(平成17年四国中央市規則第2号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前において、次に掲げる請求がされた場合における四国中央市個人情報保護条例(平成17年四国中央市条例第4号。以下「旧条例」という。)に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - (1) 旧条例第12条の開示請求
 - (2) 旧条例第25条の訂正請求
 - (3) 旧条例第31条の利用停止請求

別表(第11条関係)

区分		費用	
写しの作成	日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)B列5番からA列3番までの用紙を用いて作成する場合(A列3番を超える図面等については、A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	白黒	1枚につき10円(両面複写にあつては20円)
		カラー	1枚につき80円(両面複写は、行わない。)
	光ディスク(直径120ミリメートルのもの)	1枚につき100円	
	上記以外	実費相当額	
写しの送付	写しを送付する場合	実費相当額	

備考 複写を外部に委託する等の方法により個人情報の写しを作成した場合の費用は、当該委託等に要した費用とする。

個人情報ファイル簿

整理番号

個人情報ファイルの名称		
実施機関		
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲（対象者）		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル (法第60条第2項第1号)	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル (法第60条第2項第2号)
	マニュアル処理ファイルの有無 (令第21条第7項) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

法第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（開示の希望日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの交付（開示の希望日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 用紙での交付を希望 <input type="checkbox"/> 光ディスクでの交付を希望 <input type="checkbox"/> 写しの送付
本人又は代理人であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の区分及び資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状添付書類（ ）
代理人が請求する場合における本人の氏名等	本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号 本人（未成年者に限る。）の生年月日 年 月 日

注

- 1 該当する□欄にレ印を付してください。
- 2 代理人の区分及び資格を証明する書類並びに代理人が請求する場合における本人の氏名等の欄は、代理人が開示請求をする場合に記入してください。
- 3 郵送で請求する場合は、併せて住民票の写しを添付してください。

[職員記入欄]この欄には、記入しないでください。

担当課	部	課
備考		

開示請求用委任状

代理人 住 所

氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは除く。）その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、法第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施する方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（開示の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの交付（開示の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの送付 郵送に要する費用 円 郵送に要する日数 日
開示を実施する場所	部 課 電話番号
担当課	部 課 電話番号
備考	

注

- 1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示を実施する方法又は実施日の変更を希望する場合は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第14号）を提出してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、法第 82 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示をしない部分及び理由	開示をしない部分 開示をしない理由 法第 78 条第 1 項第 号 に該当
開示を実施する方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 (開示の実施日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 写しの交付 (開示の実施日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 写しの送付 郵送に要する費用 円 郵送に要する日数 日
開示を実施する場所	部 課 電話番号
担当課	部 課 電話番号
備考	

注

- 1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示を実施する方法又は実施日の変更を希望する場合は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第 14 号）を提出してください。

3 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、法第 82 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしない理由	<input type="checkbox"/> 法第 78 条第 1 項第 号 に該当 <input type="checkbox"/> 法第 81 条に該当 <input type="checkbox"/> その他 () (開示をしない理由)
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号（第5条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、条例第3条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

様式第8号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、条例第4条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第4条の規定を適用する理由	
相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、法第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送を受けた実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
移送をした実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
備考	

様式第 10 号（第 8 条関係）

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、法第 77 条第 1 項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定等を行うことにつき、意見書を提出することができますので、法第 86 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	部 課 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第 11 号 (第 8 条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書 (法第 86 条第 2 項適用)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、法第 77 条第 1 項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定等を行うことにつき、意見書を提出することができますので、法第 86 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	部 課 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

様式第 12 号 (第 8 条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

様

住所又は居所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (支障又は不利益がある部分) (支障又は不利益の具体的理由)
備考	

注 該当する□欄にレ印を付してください。

様式第 13 号 (第 8 条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、法第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

様

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

法第 87 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報 (部分) 開示 決定通知書の文書記号及 び文書番号並びに日付	第 号 年 月 日	
希望する開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの送付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示を希望する日	年 月 日	

注

- 1 該当する□欄にレ印を付してください。
- 2 保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、開示の方法にそれぞれレ印を付し、当該部分を記入してください。
- 3 保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合は、当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

様

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

法第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書記号及び文書番号 日付 年 月 日 保有個人情報の内容
訂正請求の趣旨及び理由	
本人又は代理人であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
代理人の区分及び資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人) 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 任意代理人 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状添付書類 ()
代理人が請求する場合における本人の氏名等	本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号 本人 (未成年者に限る。) の生年月日 年 月 日

注

- 1 該当する□欄にレ印を付してください。
- 2 代理人の区分及び資格を証明する書類並びに代理人が請求する場合における本人の氏名等の欄は、代理人が開示請求をする場合に記入してください。
- 3 郵送で請求する場合は、併せて住民票の写しを添付してください。

担当課	部 課
備考	

訂正請求用委任状

代理人 住 所

氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求の日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは除く。）その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、法第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、法第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり一部を訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正をしない部分及び理由	(訂正をしない部分) (訂正をしない理由)
訂正年月日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、法第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 20 号 (第 14 条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、法第 94 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の内容	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

様式第 21 号 (第 15 条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、法第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
法第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、法第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送を受けた実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
移送をした実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

法第 99 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書記号及び文書番号 日付 年 月 日 保有個人情報の内容
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 1 号に該当 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 2 号に該当 提供の停止
本人又は代理人であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
代理人の区分及び資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人) 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 任意代理人 資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状添付書類 ()
代理人が請求する場合における本人の氏名等	本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号 本人 (未成年者に限る。) の生年月日 年 月 日

注

- 1 該当する□欄にレ印を付してください。
- 2 代理人の区分及び資格を証明する書類並びに代理人が請求する場合における本人の氏名等の欄は、代理人が開示請求をする場合に記入してください。
- 3 郵送で請求する場合は、併せて住民票の写しを添付してください。

[職員記入欄]この欄には、記入しないでください。

担当課	部	課
備考		

利用停止請求用委任状

代理人 住 所

氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住 所

氏 名



電話番号

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（利用停止請求の日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは除く。）その他本人に對し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、法第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、法第 101 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止内容	
利用停止をしない部分及び理由	(利用停止をしない部分) (利用停止をしない理由)
利用停止年月日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、法第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定したので次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 28 号 (第 19 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、法第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

様式第 29 号 (第 20 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、法第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
法第 103 条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

四国中央市情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

印

法に基づく決定等について、次のとおり審査請求がありましたので、条例第 6 条の規定により諮問します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る決定等	決定等の種類 決定等通知書の文書記号及び文書番号 日付 年 月 日 決定等を行った実施機関 決定等の概要
審査請求	審査請求日 年 月 日 審査請求人 審査請求の趣旨
諮問の理由	
添付書類等	
担当課	部 課 電話番号
備考	

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで提起された審査請求については、次のとおり四国中央市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る決定等	決定等の種類 決定等を行った実施機関 決定等の概要
審査請求	審査請求日 年 月 日 審査請求の趣旨
諮問した日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	